

第一号様式に添付する書類

確認検査業務約款

株式会社評価審査機構

(責務)

第1条 建築主、設置主又は築造主(以下「甲」という。)及び株式会社評価審査機構(以下「乙」という。)は、建築基準関係規定を遵守し、この約款及び確認検査業務 規程(乙が別に定めた規程。以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受証に定められた確認検査の業務(以下「業務」という。)を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

4 甲は、乙が別に定める確認検査業務手数料規程に基づき算定された額の手数料を、第3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。

5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受証に定められた業務の対象の建築物、建築設備又は工作物(以下「対象建築物等」という。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なく、かつ、正確に乙に提供しなければならない。

6 甲は、乙の業務において、対象建築物等の確認申請及び仮使用認定申請に係る図書に関し乙の 審査において必要と認められる追加説明等の求め又は誤字、脱字等の指摘に対し、速やかに所要 の図書等を添えるなど説明等の追加又は訂正等必要な措置をとらなければならない。この場合、 乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行わなければならない。中間検査及び完了検査 における追加説明等の求めについても同様とする。 また、更に乙が必要と認める場合には、甲は中間工程に係る建築基準法第12条第5項に準じた報告書を提出し、その審査を経た後に完了検査を申請する。

7 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等及びその敷地、若しくは工事現場に立ち入り、業務 上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認業務 この契約が締結された日(以下、「契約日」という。)、建築基準法第93条第1項に規定する消防長等の同意(以下、「消防同意」という。)のあった日、建築基準法第6条の2第3項に規定する構造計算適合性判定(以下、「構造計算適合性判定」という。)結果通知書の提出があった日又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条に規定 する適合性判定(以下、「建築物省エネ法適合性判定」という。)の適合判定通知書若しくは 同規則第8条に規定する認定書等の写しの提出があった日のいずれか遅い日から、5日以内(業務規程第13条に規定する休日は含まな

い。以下本条において同じ。)とする。ただし、建築基準法施行規則第1条の3に規定にする構造計算書の添付が必要な対象建築物等で、消防同意、構造計算適合性判定又は建築物省エネ法適合性判定を必要としないものについては、契約日から21日以内とする。

(2) 中間検査業務 特定工程工事終了(予定)年月日又は検査引受年月日のいずれか遅い日から14日以内とする。(3) 完了検査業務 工事完了(予定)年月日又は検査引受年月日のいずれか遅い日から7日以内とする。(4) 仮使用認定業務 この契約が締結された日から速やかに審査を実施し、仮使用認定の検査 予定日(以下、「検査予定日」という。)に検査を実施する。ただし、乙又は甲の都合により、検査予定日に検査が行えない場合においては、別に協議して定める日とする。

2 乙は、甲が前条第5項から第7項までに定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務 期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

第3条 甲の支払期日は、契約日又は乙の指定する日とする。ただし、事前に甲と乙との間において協議した場合は別に定める日とする。

(手数料の支払方法)

第4条 甲は、手数料を前条の支払期日までに、現金又は乙の指定する方法で支払うものとする。ただし、事前に甲と乙との間において協議した場合は別に定める方法とする。(計画の変更) 第5条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合、当該 確認の申請を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物等の 計画の確認の申請を乙に再度提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

2 前項の取り下げがなされた場合、次条第2項の契約解除があったものとみなす。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、また、その見込みのない場合。

(2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面を

もって 申請を取り下げる旨を通知して、この契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求 することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責 に任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙 に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、ま た、当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲 に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第1条第4項に掲げる手数料を第3条に定める支払期日までに支払わない場合。

(2) 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

(3) 前各号のほか、不可抗力により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲 に請求することができる。

(計画の特定行政庁等への通知)

第8条 乙は、この契約を締結した後、対象建築物等の計画の概要を、特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。(電子申請(業務規程第2条第16号に規定する電子申請をいう。以下同じ。))第9条甲の確認申請、仮使用認定申請、中間検査申請又は完了検査申請(以下「確認申請等」という。)が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について、電子情報 処理組織(業務規程第2条第13号に規定する「電子情報処理組織」をいう。)にて交付

を行う。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。

(1) 確認済証の交付時における副本

(2) 適合しない旨の通知書の交付時における副本

2 乙が電子署名(業務規程第2条第

11号に規定する「電子署名」をいう。以下同じ。)を付して 交付する電磁的記録(業務規程第2条第10号に規定する「電磁的記録」をいう。)に付与された 電子署名の有効性が確認できる期間は、確認済証等交付の際に乙が電子署名を付してから10年とする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については、この契約の範囲外とする。

3 乙は、業務規程第13条に規定する確認検査の業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内 に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ業務規程第17条第3項に規定する審査を行い、 当該申請を引受けるものとする。

4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第14条に規定する事務所とする。

(遠隔臨場検査)

第10条 乙は、中間検査、完了検査又は仮使用認定において遠隔臨場による検査（正式名を「遠隔臨場検査」とし、通称を「リモート検査」とする。）を行うことができる。

2 乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。

(1) 検査体制（通信端末装置等、機関事務所の受信装置等）

(2) 書類検査の方法

(3) 検査補助者の安全対策

(4) 通信不良や故障時の対応

(5) 映像・音声の記録及び保存の取扱い

(6) その他検査に必要な事項

3 甲は、乙がこの検査を行う際に、検査補助者が、支障なく対象建築物等及びその敷地、若しくは工事現場に立ち入り、検査を補佐することができるようあらかじめ準備しなければならない。

4 甲は、第2項の検査の方法については、乙と別途協議することができる。

5 乙のこの検査に係る業務を行う事務所は、業務規程第14条に規定する事務所とする。

(秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために 使用してはならない。

(損害賠償)

第 12 条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の 10 倍までとする。

(合意管轄)

第 13 条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、乙の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(別途協議)

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

附 則

この約款は、令和 7 年 12 月 1 日より施行する。

制定 令和 7 年 7 月 7 日